

# 新型コロナウイルスの影響に伴う 実地調査の実施について

# 訪問調査等の見直しについて

平成31年1月31日第3回  
医師臨床研修部会資料

- ・現行、国が実施主体として、個別の訪問調査等により、臨床研修病院の指定の継続や取消し等を判断している。
- ・臨床研修省令を整備し**2020年度以降は**、以下の調査(名称は、**実地調査に統一**)を行う。**実地調査の手続の詳細については、施行通知等に規定**
- ・また、国と都道府県の情報共有のため、臨床研修省令に、**都道府県知事及び厚生労働大臣が実地調査等を行った場合、その内容を通知する規定を整備**

## 現行

### 実施主体:国

#### ①継続指定の訪問調査

2年連続入院患者数が3,000人を下回り、かつ、研修医が在籍している病院

#### ②新規指定の訪問調査

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、入院患者3,000人を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、申し込みを行った病院

#### ③継続指定の実地調査

指定基準を満たさなくなった、又は満たさなくなる恐れがある場合等の既指定の病院

#### ④新規指定の実地調査

新規基幹型指定病院(※書面審査の上、必要と認めるもの)

## 2020年度以降

### 実施主体:都道府県

#### ①継続指定の実地調査※

#### ②新規指定の実地調査

③継続指定の実地調査(書面調査の結果、指定基準を満たしていないと疑いのある場合等※)

#### ④新規指定の実地調査

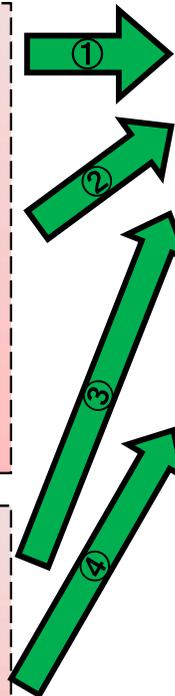
※4段階評価を実施(A、B+、B-、C)

**B-と評価された病院については次回の調査において、続けてB-と評価された場合、原則、指定取消の対象**

### 実施主体:国

#### ⑤必要な実地調査

臨床研修の実施に関し特に必要があると認められる場合



## 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

### 5 臨床研修病院の指定の基準

#### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

エ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標、方略及び評価」の「I 到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。**入院患者の数については、年間3,000人以上**であること。

## 第3 当面の取扱い

### 2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

- (1) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号)附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成24年4月1日以降、前述第2の5(1)エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあっては、都道府県知事は、個別の实地調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。
- (2) 都道府県知事は、新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、前述第2の5(1)エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、**入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の实地調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること。**このため、これに該当する病院は、前述第2の4(1)アに定める期日の10ヶ月以上前に別に定める实地調査の申込書を管轄する都道府県に提出すること。
- (3) 都道府県知事は、基幹型臨床研修病院のうち、災害等やむを得ない理由により前述第2の5(1)エの指定基準を2年以上にわたり適合しない場合であっても、研修医が在籍しており、**入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の实地調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。**

# 実地調査の実施について

## 論点

複数の臨床研修病院から、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者が減少したことで、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たすことができなくなる恐れがある旨の報告がある。

### ①指定継続について

- (i) 入院患者が3000人に満たない場合、実地調査を必須とするか。
- (ii) 入院患者が2700人に満たない場合でも、入院患者数以外の要件を満たす場合、指定の継続を可能とするか。

### ②新規指定について

- (i) 入院患者が3000人に満たない場合、実地調査を必須とするか。
- (ii) 入院患者が2700人に満たない場合でも、入院患者数以外の要件を満たす場合、新規指定を可能とするか。

## 事務局案

### ①指定継続について

- (i) 新型コロナウイルス感染症発生前において、今までに一度も2年連続で入院患者が3000人未満となったことのない病院については、指定継続にあたり、実地調査を必須としないこととしてはどうか。  
また、実地調査をおこなう場合も、対面で行う実地調査を簡略化し、書面による詳細な調査やwebを用いた調査の併用など、実施方法については、柔軟に行うことも可能としてはどうか。
- (ii) 入院患者が2700人に満たない場合も、上記の手法などを用いた実地調査の結果、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができるかと認められる場合は、指定の継続を認めることとしてはどうか。

### ②新規指定について

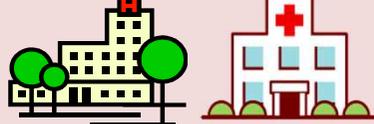
- (i) 基幹型臨床研修病院として適切な研修環境の提供について実績がなく、入院患者が3000人未満でも良質な研修が提供できるか慎重に判断する必要があることから、実地調査を必須とするべきではないか。
- (ii) 今後の入院患者数を含め、研修環境の評価が困難であることから、通知の通り、2700人に満たない場合、新規指定を認めないべきではないか。

# 參考資料

現 状

(実施主体:厚生労働省)

調査対象病院



①継続指定の实地調査

2年連続入院患者が3,000人を下回り、かつ、研修医が在籍している病院等

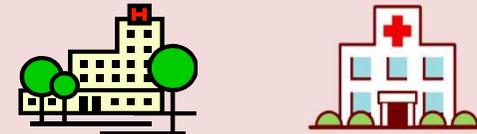
②新規指定の实地調査

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、入院患者3,000人を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、申し込みを行った病院

2020年度以降

(実施主体:都道府県)

实地調査対象病院



①継続指定の实地調査

2年連続入院患者が3,000人を下回り、かつ、研修医が在籍している病院※

②新規指定の实地調査

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、入院患者3,000人を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、申し込みを行った病院

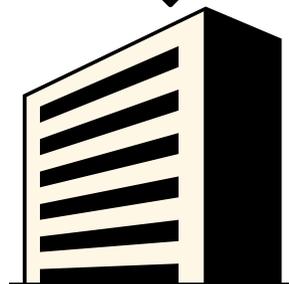
①訪問調査の申請

④訪問調査の実施

①实地調査の申請

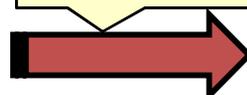
④实地調査の実施  
国が技術的助言

⑤厚生労働省へ实地調査の結果を通知



厚生労働省

②サーベイヤーの派遣依頼



③サーベイヤーの登録



JCEP  
(NPO法人卒後臨床研修評価機構)等

②サーベイヤーの派遣依頼



③サーベイヤーの登録



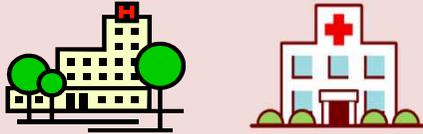
都道府県

※4段階評価を実施(A、B+、B-、C)

## 現状

(実施主体: **地方厚生局**)

調査対象病院



### ③継続指定の实地調査

指定基準を満たさなくなった、又は満たさなくなる恐れがある場合等の既指定の病院

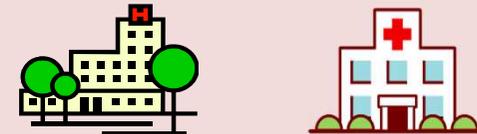
### ④新規指定の实地調査

新規基幹型指定病院(書面審査の上、必要と認めるもの)

## 2020年度以降

(実施主体: **都道府県及び⑤は地方厚生局**)

实地調査対象病院



### ③継続指定の实地調査

書面調査の結果、指定基準を満たしていないと疑いのある場合等※

### ④新規指定の实地調査

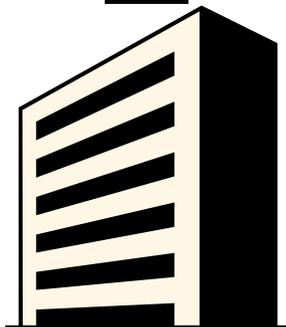
新規基幹型指定病院(※書面審査の上、必要と認めるもの)

### ⑤必要な实地調査

臨床研修の実施に関し特に必要があると認める場合

①实地調査を実施する旨の通知(实地調査する旨は調整済)

②实地調査を実施



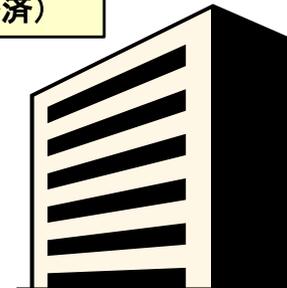
地方厚生局

①实地調査を実施する旨の通知(实地調査する旨は調整済)

②实地調査の実施

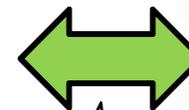
①实地調査を実施する旨の通知(实地調査する旨は調整済)

②实地調査を実施(国が技術的助言)



地方厚生局

臨床研修の質の観点から実施



③内容について通知



都道府県

指定継続等の観点から実施  
※ 4段階評価を実施